

指定介護保険事業所 様

岩手県国民健康保険団体連合会

事務局長 海 沼 茂

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る介護報酬等の請求の取扱いについて（通知）

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省より「平成 23 年 4 月 5 日付け東日本大震災に関する介護報酬等の取扱いについて」通知が発出されました。つきましては、4 月以降の介護報酬等の請求について、下記のとおりといたしますので、御確認くださいようお願いいたします。なお、今回の請求について御不明な点については、担当課までお問い合わせください。

記

1. 平成 23 年 3 月サービス分に係る介護報酬等の請求について

災害救助法適用地域のサービス事業所等において、被災により介護サービスに係る記録等を滅失又は棄損した場合及び地震発生直後における介護サービスで十分な把握が困難な場合は概算による請求が可能となります。

2. 概算請求による請求の取扱いについて

概算による請求を選択するサービス事業所等については、平成 23 年 4 月 13 日（水）17：00 までに別添届出書様式に必要事項を記載の上、本会介護保険課あて提出願います。

また、概算による請求を選択するサービス事業所等において、被災により届出書の提出が困難である場合は、概算による請求をする旨、本会介護保険課あて連絡願います。

3. 通常の方法による請求の取扱いについて

(1) 平成 23 年 3 月サービス分に係る請求明細書の提出期限は 4 月 13 日（水）17：00 といたします。また、提出期限に間に合わない場合には、翌月以降に請求願います。

（被災地域以外で特殊な請求方法を必要としないサービス事業所等におかれましては、4 月 11 日（月）までの提出に極力、御協力願います。）

(2) 保険者番号、被保険者番号及び給付管理票の提出の有無が確認できないものに係る介護報酬明細書については、記載方法を通知で確認の上、紙による請求をお願いいたします。

4. 伝送または FD による請求方法を届け出ている被災地域のサービス事業所等について

今回の災害により、伝送または FD による請求ができない事業所については、請求方法の届出によらず、FD または紙により請求可能な媒体で提出をお願いいたします。

5. 減免措置に係る請求明細書のデータ請求について

減免措置に係る請求明細書については、給付率を 100%とし、利用者負担額を 0 円として請求願います。

担当：介護保険課

TEL 019-623-4325

FAX 019-653-2216